



内閣府

指名停止について

記者発表資料

令和7年6月13日

～美ら島の未来を拓く～

沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

令和7年6月13日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 森 明彦
契約管理係長 宮良 長幸

TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 城間 直志
専門職 照屋 華乃子

TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
株式会社山龍	長崎県佐世保市小佐々町田原 69-34

2. 指名停止措置期間 :

令和7年6月13日～令和7年9月12日（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲 : 沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

当該業者の当時代表取締役及び他社1名が、長崎県佐々町が令和6年7月に発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年3月28日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
株式会社春本工業	長崎県佐世保市白仁田町 41-2

2. 指名停止措置期間 :

令和7年6月13日～令和7年9月12日（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

当該業者の当時代表取締役及び他社1名が、長崎県佐々町が令和6年6月に発注した町立図書館の照明のLED化工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内